

第3 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況のなかで、ハローワークの職業紹介、雇用保険、雇用管理指導等の充実・強化に加え、積極的就労・生活支援対策、非正規労働者の正社員化の推進、職業能力開発の充実強化を図る。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現や地域対策等ニーズに応じたきめ細やかな支援策を実施し、雇用の「量」の拡大を図る。

1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策(ポジティブ・ウェルフェアの推進) 3,092億円(3,255億円)

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進 775億円(55億円)

雇用保険(失業給付)を受給できない方々に、無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を行う制度を恒久化する(求職者支援制度の創設)。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を行う。

(参考)【平成22年度補正予算】

○ 緊急人材育成支援事業の延長 1,000億円

雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

(2) 雇用保険の機能強化 2,147億円(3,002億円)

雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

※ 基本手当の日額の上下限等の引上げ(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)

※ 再就職手当の給付率の引上げ(例 支給残日数2/3以上の給付率:現行(法律本則30%、暫定措置50%) → 60%に引き上げた上で恒久化)

※ 失業等給付費として、2兆298億円(2兆6,790億円)を計上。

(3) 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)(新規) 5億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

(4) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業)
35億円(32億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を担うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

(5) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施
3.9億円

自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者へ、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型の支援を行う「パーソナル・サポーター」と一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う「就職支援ナビゲーター」(80人)を求職者総合支援センター等に配置する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費】

○パーソナル・サポート・モデル事業
29億円

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向け、現場レベルでノウハウを蓄積するため、全国19地域において、平成23年度までのモデル事業(パーソナル・サポーターの配置等)を実施する。

(6) ハローワークにおける住居確保に関する支援
12億円(12億円)

「住居・生活支援アドバイザー」(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者への住居確保に関する支援を実施する。

(7) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化
4億円(2.4億円)

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

(8) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規)
1.3億円

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、「地域生活福祉・就労支援協議会」を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

(9) 介護・福祉、医療等の分野における雇用創出 104億円(149億円)

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

(参考)【平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成 22 年度補正予算】

○ 重点分野雇用創造事業の拡充 予備費1,000億円、補正予算1,000億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成22年度末までの事業の実施期間を平成23年度（一部平成24年度）まで延長する等拡充を行う。

○ 成長分野等人材育成支援事業の創設 補正予算500億円

健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援する（上限20万円）。

(10) ハローワークにおける年金相談のための支援(新規) 1.6億円

ハローワークにおいて、雇用保険と年金等に関する相談にワンストップで対応する取組を実施する。

2 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策

194億円(81億円)

(1) 在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 26億円(28億円)

中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

(2) 失業者の正社員就職支援(新規) 48億円

ハローワークに、「求人開拓推進員」(1,600名)を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

(3) 有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討(新規) 10百万円

有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

(4)労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 **116億円(48億円)**

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(一人100万円(有期雇用50万円)(大企業は半額))を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

(5)非正規労働者の労働条件の確保等 **3.7億円(3.9億円)**

非正規労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

3 人材ニーズに対応した職業能力開発の充実強化

453億円(495億円)

(1)雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化 **317億円(308億円)**

①人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進(新規) **54百万円**

国や各地域に、関係機関による協議の場(都道府県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、その他関係機関等により構成)を設定し、そこでの協議を経て、公共職業訓練や求職者支援制度における職業訓練について、都道府県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画(分野、規模等)等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。

②介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等 **316億円(307億円)**

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進する。また、民間活用と就職実績に応じた支払制度の組合せにより、職業訓練の効果を向上させ、訓練修了者の就職の一層の促進を図る。

③国際標準化等の動向を踏まえた教育訓練の質保証のための取組の推進

21百万円(26百万円)

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質を保証するための取組を引き続き推進する。

(2) 教育訓練と結びついた実践的な職業能力の評価制度の構築

124億円(170億円)

① ジョブ・カード制度の推進

107億円(153億円)

フリーター等の正社員経験の少ない方等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果をジョブ・カードに取りまとめることにより正社員へと導く「ジョブ・カード制度」を着実に実施するとともに、モデル評価シートの拡充等を図る。また、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能の強化を図るとともに、公共職業訓練受講者や求職者支援制度における訓練受講者等へのジョブ・カードの取得を推進するため、民間教育訓練機関や「ジョブ・カード企業支援センター（仮称）」へのキャリア・コンサルタントの配置を推進する。

② 職業能力評価基準の整備及び活用促進等

2.9億円(2.6億円)

職種ごとに必要とされる能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定を推進する。また、職業能力評価基準が策定済みの業種を対象として、レベルごとの能力を習得するための訓練カリキュラムと、能力評価のシステムの開発・構築を一体的に進める。

③ 技能検定制度の整備

15億円(16億円)

社会的ニーズを踏まえた技能検定職種の統廃合等の推進、民間機関の活力の活用促進、産業技術の高度化等に対応した検定基準の見直しを引き続き実施する。

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

13億円(18億円)

① 企業のキャリア形成体制の強化

4.4億円(5.5億円)

キャリア形成支援に取り組む企業を支援するため、企業訪問等による助言・情報提供、キャリア健診等を用いたキャリア形成支援に係る課題の明確化・専門的助言、職業能力開発推進者等を対象とした講習の実施に併せて、企業のキャリア形成支援・人材育成事例の収集・分析・評価を行う等の総合的な取組を展開する。

② 労働者の自発的な能力開発のための助成措置の活用促進

60百万円(72百万円)

労働者の自発的な能力開発を支援するため、事業主が労働者の行う自発的な職業能力開発に必要な経費等を負担した場合の助成措置について、都道府県労働局・事業主団体等を通じた周知広報を通じ、活用促進する。

③学校教育段階からのキャリア形成支援の推進

16百万円(22百万円)

本格的な進路決定の前段階にある中学校段階に焦点を当て、実践的なキャリア教育を担う専門人材を養成するための講習事業を推進する。

④キャリア・コンサルタントの専門性の一層の向上、キャリア・コンサルティングの活用促進

1.1億円(79百万円)

民間教育訓練機関のスタッフ等を重点としたジョブ・カード交付の担い手を育成する「ジョブ・カード講習」の拡大実施、キャリア・コンサルタントの指導者養成等を通じ、キャリア・コンサルタントの専門性の一層の向上、キャリア・コンサルティングの活用を促進する。

⑤ものづくり立国の推進

7.1億円(9.6億円)

技能五輪等の各種技能競技大会の実施、「技能五輪国際大会」への選手派遣支援等を通じて、若年者に対する技能の魅力や重要性の啓発を図る。また、業界等の特性に応じ、創意工夫の下に技能者の地位向上をはじめとする技能振興・継承に取り組む事業に対し、取組を支援する。

4 若年者の就職促進、自立支援対策

395億円(430億円)

(1)新卒者、既卒者の就職支援

110億円(52億円)

①学卒ジョブサポーターの活用等

102億円(52億円)

平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増した「学卒ジョブサポーター」(928人→2,003人)を引き続きハローワークに配置し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、新卒者・既卒者の就職支援を一層推進する。

②新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

8. 2億円

卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するための奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

また、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○ 新卒者就職実現プロジェクト

予備費120億、補正予算495億円

「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長する。

また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・ 既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

(2)フリーター等の正規雇用化の推進

203億円(241億円)

ハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置(398名)し、担当者制による個別支援を徹底するとともに、平成22年度補正予算により実施した、フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する奨励措置の拡充（有期雇用：1人4万円・最大3か月。その後正規雇用へ移行した場合：中小企業100万円、大企業50万円。対象者：25歳以上～40歳未満→40歳未満）等により、フリーター等の正規雇用化に向けた取組の一層の推進を図る。

(3)ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20億円(19億円)

「地域若者サポートステーション事業」について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（100箇所→110箇所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

(4) 就業実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲・37ページ参照)

87億円(37億円)

保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習等、就職に向けた支援の実施などにより、学校教育段階からの就業支援を推進する。

5 女性の就業希望等の実現

125億円(126億円)

(1) 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

(再掲・29ページ参照)

97億円(98億円)

(2) 男女雇用機会均等対策の推進

5.6億円(7億円)

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。また、男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

(3) マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・27ページ参照)

22億円(21億円)

6 いくつになっても働くことができるようにする対策

303億円(386億円)

(1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

138億円(183億円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む中小企業事業主への助成(160万円を上限)、定年の引上げ等に合わせて高齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築等に取り組む事業主に対する助成(経費の1/3、500万円を上限)等を実施する。

(2) 企業雇用以外の多様な働き方の促進

101億円(125億円)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に、地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の多様な働き方を促進する。

7 障害者に対する就労支援の推進

233億円(230億円)

(1)雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

78億円(81億円)

法定雇用率未達成の企業や公的機関に対する指導を強化するとともに、障害者の就業面、生活面の双方からの支援を強化するため「障害者就業・生活支援センター」を拡充(282箇所→322箇所)する。

(2)障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

27億円(21億円)

ハローワークに精神障害者の雇用に関する総合的かつ継続的な支援を行う専門家を配置し、精神障害者への専門的支援体制の充実を図るほか、公的機関における障害者のチャレンジ雇用の一層の促進や在宅就業支援制度の更なる活用促進を図る。

(3)障害者の職業能力開発支援の強化

56億円(60億円)

職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入する。また、在宅就業支援団体等関係機関との緊密な連携の構築の下に、障害者の雇用・就業のニーズに応じた訓練機会を確保するため、委託訓練の活用等必要な施策を推進する。

(4)「工賃倍増5か年計画」の着実な推進(詳細後述・60ページ参照)

5億円(7.9億円)

8 地域雇用創造と雇用支援

4,264億円(7,708億円)

(1)地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進

234億円(240億円)

雇用創出の基金事業により、将来の成長分野と見込まれる分野について雇用創造を図る。また、地域雇用創造推進事業等を活用するとともに、「新しい公共」に対する支援の在り方を検討し、地域の自主性及び創意工夫を活かした雇用創造を推進する。

(2)介護分野の雇用支援等

104億円(149億円)

介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対し、人材確保や相談援助等の効率的な支援を実施する。

(3) 雇用調整助成金の支給の適正化

3,927億円(7,319億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するための「雇用調整助成金」(手当、賃金の2/3を助成)や「中小企業緊急雇用安定助成金」(手当、賃金の4/5を助成)について、教育訓練費の額を見直すとともに、適正な支給に向けた体制の整備を図る。